

とよめ 法人会 NEWS

令和6年11月20日発行

第110号

伝統芸能伝承館「森舞台」

とよま秋まつりの宵祭り会場となり、篝火の下で230年以上の歴史を受け継ぐ“登米能”が演じられる様は情調風情に溢れています。

目次

- P. 1 登米町「森舞台」
- P. 2~3 法人会トピックス、会員企業リレー
- P. 4~5 令和7年度税制改正への法人会提言
- P. 6 佐沼税務署からのお知らせ
- P. 7 宮城県税事務所からのお知らせ
- P. 8 法人会からのお知らせ

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
届税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※利用開始となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会では会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

イータックス 検索

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするといくらメリットが!

添付書類の 提出が
提出省略 スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。





青年部会・租税教育事業 税金クイズラリーを開催！

10月6日、青年部会では、登米市産業フェスティバル開催に併せて『楽しく学ぼう！登米市の産業と税金クイズラリー』を開催。小学生以下の来場者を対象に会場内に設置したチェックポイントを探し出し、税金クイズに答えてもらうといった事業を企画。今年で2回目の開催となります。

参加者100名の限定としており、13:00前には限定数に到達。すべてのチェックポイントを回って税金クイズの回答を持ち帰った参加者には、美味しい景品を差し上げました。

当日は、法人会キャラクター「けんたくん」と国税庁e-Taxキャラクター「イータ君」にも協力してもらい子供たちの人気を集めたほか一億円の重さを体験してもらい大変好評でした。



菊池署長の講話風景

令和6年度 税務研修会を開催！

9月26日、ホテルサンシャイン佐沼にて開催。講師は、今年7月の定期人事異動で佐沼税務署に着任されました菊池健署長と佐沼税務署勤務2年目の山中和宏法人課税部門統括国税調査官。

菊池署長は、「我が国の消費税」と題し、国の収入と支出の推移や消費税の変遷と共に当時の思い出をお話いただきました。山中統括官は、昨年10月1日からスタートしたインボイス制度について問合せが多い事項やこれからの申告に向けて注意していただきたい点等を説明くださいました。

研修会終了後は、講師を交えての懇談会に“新入会員のつどい”を併せて開催致しました。

法人会トピックス

第三回支部対抗パークゴルフ大会

和やかに開催！



令和四年度より支部対抗戦としたパークゴルフ大会。今年度は、十月十八日、高森パークゴルフ場を会場に開催致しました。
当日は、時折、小雨が降る中でのプレーとなりましたが、綺麗なグリーンに癒されながら和気あいあいと三十六ホールを回りスコアを競いました。



個人優勝



団体優勝



団体3位



団体2位

結果は左記のとおり
・団体優勝 佐沼Aチーム
・団体2位 中田チーム
・団体3位 登米チーム
・個人優勝 佐藤 文一氏

「安全・確実・優良を モットーに!!」



《豊里支部》
株式会社 只野組
代表取締役 只野 佳旦 氏

「確かな実績と信頼を積み重ねて54年、実にめまぐるしい歳月だった。」と話す、株式会社只野組様を訪問しました。

豊里大橋手前に、ひときわ目を引くガラス張りの大きな社屋を構える(株)只野組。土木・建築の総合建設業を営み54年になります。

現社長は、昭和57年に入社し、平成10年に2代目代表取締役に就任致しました。

創業以来、「質実剛健」を社是に、社員一人一人が心身共に健康を維持し、最良の仕事をするという心構えで歩み続けてきました。その結果、宮城県優良建設工事は21年連続延べ38件受賞、かつ東北地方整備局、所轄機関から多くの表彰を受けており、堅実な業務姿勢が、この輝かしい業績へとつながっています。

また、地域の皆様に支えられ今日があると、地元学校へ乗用草刈り機を訪問看護施設には訪問時に使用する車を寄付するなど、地域貢献にも力をいれております。

これからも「安全」「確実」「優良」をモットーに、幅広い建設工事に取り組み、地域社会のさらなる発展に貢

献したいと奮闘しております。

しかしながら、昨今人手不足に苦慮しており、子供達を対象とした現場見学会やキャリアセミナー等を通じて建設業の面白さを伝える工夫をしています。将来的に地元建設業に魅力を感じ、是非、新卒採用を増やしていければと、お話しくださいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



女性部会 源氏物語ゆかりの地へ！

10月24日～26日、日本最大の湖がある滋賀県へ視察研修に行き参りました。現在大河ドラマで放映されている源氏物語ゆかりの地「石山寺」や国宝である彦根城を見学し、その時代の歴史に思いを馳せました。

また、びわ湖バレイ・びわ湖テラスにロープウェイで登り、晴天の中で雲海を見ながら別世界にいるような美しい景色を一望することができました。ラコリーナ近江八幡ではジブリを彷彿させる草屋根の建築等々、緑豊かな自然環境でゆったりとした時間を過ごし、参加された部会員皆様、明日への活力の源となった事と思います。

今回は、歴史・建造物と様々な点でたくさんの勉強をさせていただきました。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス



女性部会『知っ得ゼミナール』 eスポーツを体験！

女性部会では年に2回、様々な知識の向上を目的とした「知っ得ゼミナール」を年に2回開催しています。今年度第1回目は、登米e-sports 浅井 洋幸氏をお招きし、「eスポーツ体験会」を開催しました。

「eスポーツ」とはコンピューターゲームなどのことで「手を動かしながら考える」という動作をするため脳トレにもなると期待されていますが、当初は難しいからできないという声が大半でした。しかし、実際浅井氏から簡単な操作でできるゲームを紹介してもらい、みんなで対戦してみると、プレイヤーも応援もだんだん熱が入り、大いに盛り上がりました。

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

法人会 令和7年度税制改正 提言

「金利のある世界」が到来。

新たな財政再建目標の策定を！

法人会は令和7年度税制改正への提言をまとめ、政府や関係省庁に活動を始めました。

我が国は膨大な長期債務残高を抱え、ここきて公定歩合の引上げから国債費の利払い費負担が増し、一般歳出予算への硬直化を招きかねない事態にあります。速やかに健全化に着手し、聖域なき歳出削減の方策と工程表を示せと、強く迫っています。

また、経営基盤が脆弱な中小企業への税制や法整備からの実効ある対策を求めています。

紙幅の関係上、要約掲載いたします

1 税・財政改革のあり方

■ 財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。

1. 財政健全化に向けて

■ 「金利のある世界」が現実に来る中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

(1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担

を強いることになった。

与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

(2) こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。

医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠

れ増税と言える。

政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。

日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

■ 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

■ 社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見

直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

■ 中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

■ 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

(1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。

公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高

所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。

(3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点から極めて問題である。

本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

(4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の観点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

3. 行政改革の徹底等

■ 国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

■ 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) P D C A サイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。

また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

II 経済活性化と中小企業対策

■ 着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。

円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

■ 人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

■ 地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元氣

を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がるのではないよう配慮すること。

2. 事業承継税制の拡充

■ 中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるので、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。

取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。

あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

税務署からのお知らせ

年末調整特集ページは、国税庁ホームページで確認できます！

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する各種情報を掲載しています。

==== 年末調整がよくわかるページ =====

年末調整特集ページ（年末調整がよくわかるページ）を開設し、年末調整の際に使用する各種様式、年末調整の際に行う定額減税を含めた年末調整の手順等の詳細を解説したパンフレット及び動画並びにチャットボットを掲載しています。

《アクセス方法》 国税庁ホームページ又はアドレス

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>) からご利用ください。



===== 年末調整手続の電子化の促進 =====

年末調整の一連の手続を電子化することにより、勤務先・従業員双方の年末調整事務の負担軽減が期待されることから、年末調整手続の電子化を推進しています。

年末調整手続の電子化促進の特集ページ（年末調整手続の電子化に向けた取組について）を設け、電子化の導入方法に関するパンフレットを掲載して周知・広報に取り組んでいます。

《アクセス方法》 国税庁ホームページ又はアドレス

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>) からご利用ください。



源泉所得税の納付は、キャッシュレス納付が便利です！

納付回数が多い源泉所得税の納付は、ダイレクト納付を含むキャッシュレス納付が便利です。

===== 源泉所得税の「ダイレクト納付利用手続マニュアル」 =====

事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実現できるよう、ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）、インターネットバンキング等による電子納税などのキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

とりわけ、ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）は、e-Tax で申告等をした後に簡単な操作で口座引落しを行うことができ、特に源泉所得税を毎月納付している方に変便的な手続です。

また、ダイレクト納付には、e-Tax で申告等データを送信する際に、ダイレクト納付の利用に関するチェックボックスにチェックを入れることで、法定納期限に自動的に口座振替により納付できる機能（自動ダイレクト）があり、e-Tax でご利用いただけます。

《アクセス方法》 国税庁ホームページ又はアドレス

(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/pdf/24100030_direct_manual.pdf)

からご利用ください。



「宮城一斉滞納整理強化月間」の実施について

宮城県では、県内の全市町村と連携した徴収対策を集中して実施及び広報することにより、納税に対する理解を促進し、新規滞納の抑制と徴収率の向上を図ることを目的として、強化月間の取組を行います。

○期間

令和6年11月～12月

○取組内容

訪問・電話催告、差押え、タイヤロック、
搜索等の滞納処分の強化、宮城県市町村合同
インターネット公売の実施等



！ 税金の納付はお早めに！

佐藤潤一選手がSAGA 2024全障スポで金メダルを獲得！



10月27日(日)に鹿児島県鳥栖市で開催されたSAGA2024全国障害者スポーツ大会のアーチェリー競技に当所の佐藤潤一主事が出場し、大会新記録である594点で見事金メダルを獲得しました。おめでとうございます！

令和7年 新春講演会のお知らせ

登米法人会・宮城県経営者協会登米支部・
登米市産業振興会共催にて下記のとおり開催
致します。

受講希望の申込みは、登米法人会まで…

- ☆日 時 令和7年1月30日(木)
午後3時00分～
- ☆会 場 水の里ホール・Abebisou 大ホール
- ☆演 題 『脳に良い習慣・悪い習慣』
～子どもの健全育成から認知症の予防まで～
- ☆講 師 東北大学加齢医学研究所
教授 川島 隆太 氏



「令和6年分 わかりやすい年末調整実務のポイント」 無料進呈!!

年末調整のポイントをわかりやすく解説して
いる標題テキストを、必要な方に無料で差し上
げます。年末調整事務の一助にいただければ幸いです。

100冊限りとなりますので、必要な方は、
事前に登米法人会【TEL:0220-22-6617】へ
会社名(お名前)、連絡先電話番号をご連絡く
ださい。

その後、事務所へお越しいただきお受取りを
お願い致します。



B5判 72ページ
(表紙:カラー、本文:2色)

消費税の期限内納付を 忘れずに。

消費税には
申告・納付期限
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者
の方は振替納税
も利用できます。
確定申告書等作成コーナ
ーで手軽に申告書が
作成できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

期限内納付のための納税資金の 積立てをお願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による
予納(予納ダイレクト)が便利です。
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用
届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



さらに詳しくはWEBへ

納税に関する総合案内 🔍 検索

